

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

日本海・輪島の豊かな水産資源を活かす再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

石川県
輪島市

3. 地域再生計画の区域

輪島市の区域の一部（輪島港及び皆月漁港）

4. 地域再生計画の目標

輪島市は、能登半島の北部に位置する農林水産業と観光が中心の町であり、海岸線は優れた自然景観を呈し、能登半島国立公園に指定されている。

輪島港は、周辺海域に好漁場を有しており沿岸漁業の拠点として、また海上交通の要衝であり、古くから避難港として利用されている。

近年、漁獲の減少、魚価の低迷及び高齢化等により水産業は低迷しており、今後、取扱量、品揃えを増加させ安定的な供給を可能とすることによる、魚価の向上、販路拡大及び機能の集約化等を目指して、数年後を目途とした市場統合が石川県漁業協同組合（平成 18 年 9 月 1 日発足）により計画されており、輪島港は、輪島市（地域）の拠点市場に位置づけられている。

現在、輪島港では、係留施設が不足しており、2重、3重の多層係留を余儀なくされており、そのために係留作業に余分な時間を要し、また他県船の入港要請に応じられない状況である。

一方、皆月漁港は、物揚場への出入りには船揚場の一部を利用しており、狭くて急勾配の凸凹した出入口の利用を余儀なくされている。そのために、非常にスピードを落とした走行しか出来ず、出入りに時間を要し、また振動も伴うことから魚介類の鮮度低下等の問題を抱えている。

今後、これらの状況を改善し、輪島港の拠点市場としての機能拡充、皆月漁港の出荷作業の効率化を図り、当地域の水産振興、地域活性化を推進することが重要である。

そこで、輪島港では、物揚場の整備により係留施設の拡充を図り、漁業活動の円滑化、県外船の受け入れを可能とすることにより拠点市場としての機能を強化する。皆月漁港では、臨港道路の整備により輪島港への出荷作業の効率化、鮮度保持を図る。

これにより、輪島港での水産物の安定的な供給が確保され周辺の宿泊施設、食堂、

直販施設等への新鮮な魚介類の供給を行い、観光の魅力を増加させ、関連事業として地域活性化の起爆剤的の事業として整備を進めている観光都市を目指した「輪島港マリンタウンプロジェクト」とともに地域の活性化を図る。

(目標1) 係船可能隻数の増加(輪島港での係船可能隻数の10隻の増加)

(目標2) 入港隻数の増加(輪島港での入港隻数の5隻程度の増加)

(目標3) 出荷時間の短縮(皆月漁港での出荷時間の100分/日程度の短縮)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

輪島港では、漁業活動の円滑化、県外船の受け入れを可能とし拠点市場としての機能を強化するために物揚場の整備を行う。また、皆月漁港では、輪島港への出荷作業の効率化、鮮度保持を図るために臨港道路の整備を行う。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類の事業主体]

- ・港湾施設(輪島港) 石川県
- ・漁港施設(皆月漁港) 輪島市

[整備量]

- ・港湾施設 物揚場
- ・漁港施設 臨港道路

[事業期間]

- ・港湾施設 平成19年度～平成23年度
- ・漁港施設 平成22年度～平成23年度

[事業費]

- ・総事業費 150,000千円
 - 港湾施設 90,000千円(うち交付金 36,000千円)
 - 漁港施設 60,000千円(うち交付金 30,000千円)

5-3 その他の事業

- ・輪島港マリンタウンプロジェクト

県が旅客船岸壁や親水護岸を配置した緑地を整備し、輪島市が背後の都市再開発用地の整備を進めることで、地域活性化を目指して県・市共同で整備を進めている。

一部竣工した埋立用地については、平成18年7月に都市型ホテルがオープンしているほか、観光客用の駐車場やイベント会場としても有効利用されるなど、整備効果が一部発現しているところである。

- ・水産資源育成事業

輪島市では、水産業は重要な産業と位置づけており、漁業活動はもとより輪島を訪れる多くの観光客は日本海の新鮮な魚介類を求めて訪れているため、観光面での効果も期待されている。

今後の漁獲量・魚価・漁業者の生活の安定を確保するため、ヒラメ、マダイ、サザエ、アワビ等の育成放流事業を毎年行っており、持続可能な漁業活動のための、つくり育てる漁業を推進している。

近年の漁業を取り巻く環境、とりわけ魚価の低迷、燃油の高騰により漁業者は大変苦しい状況のなかで漁業に取り組んでおり、本事業の着手により、現在の多層係留が少なからず改善され、効率的に漁業活動を行えるようになるため、漁業経営の安定、漁業者の安全確保につながると考えている。

6. 計画期間

平成 19 年度～平成 23 年度（5 カ年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

県、市及び関係機関等で構成する評価委員会を組織し、施設の整備状況等について評価・検討を行うと共に、計画終了後に 4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし